

青森県環境影響評価審査会の意見

(六ヶ所村風力発電所リプレース事業環境影響評価方法書)

- 1 本事業はリプレース事業であるため、「風力発電所のリプレースに係る環境影響評価の合理化に関するガイドライン（令和2年4月、環境省）」に基づき、既存施設による環境影響を十分に把握した上で、本事業の実施による環境影響を適切な手法により調査、予測及び評価を行うこと。
- 2 騒音、風車の影及び景観について、既存施設による影響を地元自治体や地域の関係者へのヒアリング等により把握した上で適切な調査地点を選定し、当該地点におけるリプレース前後の変化の程度に着目して予測及び評価を行うこと。
- 3 騒音、風車の影、動物（コウモリ類及び鳥類）、景観について、本事業及び他事業による累積的な環境影響が考えられることから、適切な手法により調査、予測及び評価を行うこと。
- 4 コウモリ類及び鳥類について、既存施設におけるバットストライク及びバードストライクの実態を把握し、これらの影響を予測及び評価する必要があることから、専門家から意見聴取した上で適切な手法により死骸調査を行うこと。
- 5 鳥類のポイントセンサス調査について、調査地点 P2 と P5 の間隔が約 1.5km と広く、鳥類の生息状況を十分に把握できないおそれがあることから、両地点の間に調査地点を追加すること。
- 6 魚類及び底生動物の調査について、工事の実施に伴う水の濁りが二又川本流と支流の合流地点まで到達すると考えられる場合は、当該地点の下流域に生息する魚類及び底生動物に影響を及ぼすおそれがあることから、当該下流域に調査地点を追加すること。

- 7 最南東の風力発電設備建替予定地点南側の沢及び対象事業実施区域内に複数存在するため池等に工事の実施に伴う濁水が流入する可能性があり、当該水域に生息・生育する動植物に影響を及ぼすおそれがあることから、当該水域を調査地点に追加すること。

- 8 植物の調査について、面積が大きい環境（植生）に調査地点を多く配分したとしているが、対象事業実施区域南側に広く分布するクロマツ植林には1地点のみの配置となっており、十分な調査が行えないおそれがあることから、調査地点又は調査ルートを追加すること。